

【事業実施主体】 (一社)三重県畜産協会、(一社)三重県配合飼料価格安定基金協会、
三重県酪農農業協同組合、JA全農くみあい飼料(株)東海支店

【事業の概要】 輸入飼料価格の異常な高騰が続く現状をふまえ、配合飼料、単味飼料、
輸入粗飼料の購入費の一部を補助します。

【補助対象期間】 令和6年度 第1四半期(4~6月)

【事業内容】

(1) **配合飼料対策** 昨年度に事業を受けられた方の手続き等はありません。
※本年度から**新規**に配合飼料対策を受けられる方は
「**個人情報に関する承諾書**」を郵送してください。

- ・補助対象農家：配合飼料価格安定制度に加入している畜産農家
(県内の配合飼料価格安定基金取扱団体等を通じて補助金支払)
- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法：予算の範囲内において、当該四半期の平均輸入原料単価から、直近4年間の平均輸入原料単価と国補てん金を差し引いた額の1/2以内)
- ・補助対象数量：当該四半期の配合飼料価格安定制度の補てん数量

(2) **単味飼料対策** **申請が必要です！(黄色の様式)**

- ・補助単価：配合飼料対策と同単価
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品した単味飼料のうち、以下の品目
(トウモロコシ(魚粉等を混合した二種混合飼料を含む)、大麦、
大豆(大豆粕を含む)、ふすま、ビートパルプ)

(3) **粗飼料対策** **申請が必要です！(黄色の様式)**

- ・補助単価：県が定める単価
(算定方法：予算の範囲内において、当該四半期の平均粗飼料輸入単価と直近4年間の平均粗飼料輸入単価の差額の1/2以内)
- ・補助対象飼料：当該四半期に納品した輸入粗飼料のうち、以下の品目
(アルファルファ、チモシー、スーダン、オーツ、クレイングラス、
ハイキューブ 【※稲わら、麦わら、ストロー類は、補助対象外】)

【単味飼料対策・粗飼料対策については、以下の点にご留意ください。】

- ・補助の下限：当該四半期の単味飼料と粗飼料(いずれも補助対象品目)の
合計納品数量が**3トン**(月平均1トン)未満の場合は、**補助対象外**となります。
- ・単味飼料対策・粗飼料対策の申請書類送付先：
酪農 … 三重県酪農農業協同組合 酪農以外 … (一社)三重県畜産協会
- ・申請締切：第1四半期分(4~6月納品分) … 令和6年10月15日必着

裏面もご確認ください

【支払時期(見込)】第1四半期:11月(予定)

【申請の手順】

(1) 配合飼料対策

〔配合飼料価格安定対策に加入している畜産農家が対象〕

- ①昨年度から引き続き配合飼料対策を受けられる方は、手続き等はありません。
(個人情報利用承諾書を提出済みです。)
- ②本年度から**新規**で配合飼料対策を受けられる方は、**個人情報利用承諾書の提出**をお願いします。
- ③補助金は11月頃(予定)に配合飼料安定基金受取口座に振り込まれます。
(同時期に郵送でも通知)

(2) 単味飼料対策・粗飼料対策 (黄色の様式)

〔当該四半期に単味飼料と輸入粗飼料(いずれも対象品目)合わせて、**当該四半期あたり**

3トン未満の場合は、補助対象外となります。(令和6年度納品分のみ適用)〕

＜第1四半期(4～6月)分＞

- ①第1四半期分の、単味飼料・粗飼料の請求書等(納品日・納品数量・品目が分かる伝票)をそろえてください。
- ②「申請書」に必要事項(申請者情報、畜種、口座情報等)をご記入ください。
(誤振込防止のため、振込口座の通帳の見開きページのコピーを添付)
- ③「申請飼料一覧表」に、当該四半期に納品した単味飼料と粗飼料の納品日・品目・数量等をご記入ください(記入例を参照)。※用紙が足りない時はコピー
- ④添付のレターパックに「申請書」、「申請飼料一覧表」、および請求書等の原本を封入し、郵送(そのままポストに投函可)。※請求書等は後日返還します。
※第1四半期の申請締切:10月15日(必着)
- ⑤補助金は11月頃(予定)に指定の振込口座に補助金が振り込まれます。
(同時期に郵送でも通知)

【事業期間及び補助単価について】

令和6年度飼料価格高騰緊急対策事業は、第1四半期分のみが対象です。

また、補助単価は、予算に限りがあるため、算定額の上限よりかなり低くなる見込みです。

お問い合わせ先:三重県農林水産部 畜産課 畜産振興班(電話 059-224-2541)

表面もご確認ください